

被災された事業主のみなさまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告・納付についてのお知らせ～

このたびの令和6年能登半島地震を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付については、次のような措置を行っております。

1. 申告・納期限等の延長

指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまについては、令和6年1月1日以降に行う労働保険料・一般拠出金の申請・納付に関する期限が延長されます。(指定地域に所在する労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合も含みます。)

■ 指定地域

富山県、石川県

■ 要件：特にありません

- ※1 延長後の期限については、今後、被災後の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。
- ※2 手続きが免除されるものではありませんので、延長された期限までには手続きを行っていただきますよう、お願いいたします。
- ※3 なお、申告の手続きは、可能な方は通常通り行っていただきますようお願いいたします。

2. 納付の猶予

令和6年能登半島地震により被害を受け、次の要件を満たす事業場の事業主のみなさまについては、**申請により**、労働保険料・一般拠出金の納付が、原則として**1年以内の期間猶予**されます。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失(おおむね20%以上)を受けたこと

- ※1 保険料を免除するものではありませんのでご注意ください。
- ※2 通常の手続きに合わせて、猶予の申請が必要です。
- ※3 指定地域に所在する事業場の事業主のみなさまは、まず「1. 申告・納期限の延長」をご利用いただいた後、損失の状況により、納付の猶予制度をご利用いただける場合もあります。



このリーフレットに関するご質問等がございましたら、
最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。